

# 社会保険 とっとり

vol.637

2024  
5

## 今月の記事

- 令和6年度算定基礎届事務講習会のご案内
- 日本年金機構を装った不審なメール・SNS、不審な電話や偽サイトにご注意ください!
- もしもの時の給付金! 傷病手当金について
- 教授の「職場の健康づくり研究室」  
第120回 ~職場における化学物質規制について~
- 社会保険協会費納入のお願い
- 脳ドック検診費用の助成のご案内



興高  
FUKUDA

朝の野良仕事へ(雨滝村にて) (水彩画8号)  
(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

# 年金事務所からのお知らせ

## 令和6年度 算定基礎届事務講習会のご案内

「算定基礎届」は、厚生年金保険及び健康保険の保険給付金の決定や保険料の計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。適正な届出にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

つきましては、適正な届書を作成し提出していただくため、算定基礎届事務講習会を下記のとおり開催することとしました。

ご多忙のところ恐縮ですが、事務担当者様のご出席にご配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。



### ● 留意事項 ●

- ご来場の際は、公共交通機関を利用してお越しください。
- ご不明な点につきましては、管轄の年金事務所へお問い合わせください。
- 会場にて算定基礎届の届書用紙の配布はございません。

### 令和6年度算定基礎届事務講習会の日程及び会場

	鳥取地区	倉吉地区	米子地区
日時	6月11日(火) 午前の部 10:00 ~ 12:00 午後の部 14:00 ~ 16:00	6月13日(木) 13:30 ~ 15:30	6月12日(水) 午前の部 10:00 ~ 12:00 午後の部 14:00 ~ 16:00
会場	とりぎん文化会館 第1会議室 鳥取市尚徳町101-5	倉吉未来中心 小ホール 倉吉市駄経寺212-5	米子コンベンションセンター 小ホール 米子市末広町294
お問合せ先	鳥取年金事務所 厚生年金適用調査課 0857-27-8311 (音声案内 ③ ⇒ ②)	倉吉年金事務所 厚生年金適用徴収課 0858-26-5311 (音声案内 ③ ⇒ ②)	米子年金事務所 厚生年金適用調査課 0859-34-6111 (音声案内 ③ ⇒ ②)

事務講習会の日時・会場・受講対象事業所の最新情報につきましては、  
【事業主の皆様へ】令和6年度算定基礎届事務講習会の開催について  
(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jimukoshukai.html>)をご確認ください。



**注意!**

日本年金機構を装った  
不審なメール・SNS、  
不審な電話や偽サイトに

**ご注意ください!**



あなたに 還付金がありますよ...

日本年金機構やその職員を装った  
不審なメール・SNS、不審な電話や偽サイトが  
確認されています。

これらを発端に個人情報や金銭を  
詐取される場合がありますので  
ご注意ください。



日本年金機構では、  
電話や訪問により、銀行口座番号や  
振込先などをお聞きすることは  
ありません。

日本年金機構の職員が行う  
公的年金の手続きに手数料は  
一切かかりません。

日本年金機構では、  
ATMの操作や現金の振り込みを  
指示することはありません。



お問合せ先

**鳥取年金事務所**

鳥取市扇町176  
電話 0857-27-8311

**倉吉年金事務所**

倉吉市山根619-1  
電話 0858-26-5311

**米子年金事務所**

米子市西福原2-1-34  
電話 0859-34-6111

# 協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

## もしもの時の給付金! 傷病手当金について



仕事が原因で病気やケガのために仕事を休み、給料を受けられないときは、傷病手当金の申請を行うことができる。○か×か。



答えは



工作中(通勤途中)の病気やケガについては、原則、労災保険給付の対象となるので、労働基準監督署にご相談ください。

労災保険給付の対象とならない場合は、傷病手当金が申請できますので、「傷病手当金支給申請書」の2ページ目の「傷病の原因」欄には「1. 仕事以外(業務外)での傷病」をご記入ください。

### 傷病手当金支給申請書見本 (2ページ目)

健康保険 傷病手当金 支給申請書		1	2	3	4	ページ
被保険者氏名		被保険者記入用				
① 申請期間 (療養のために休んだ期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで					
② 被保険者の仕事の内容 (退職後の申請の場合は、退職前の仕事の内容)						
③ 傷病名	<input type="checkbox"/> 療養担当者記入欄(4ページ)に記入されている傷病による申請である場合は、左記に☑を入れてください。 別傷病による申請を行う場合は、別途その傷病に対する療養担当者の証明を受けてください。					
④ 発病・負傷年月日	1.平成 年 月 日 2.令和 年 月 日					
⑤-1 傷病の原因	1. 仕事以外(業務外)での傷病 } → ⑤-2へ 2. 仕事(業務上)での傷病 3. 通勤途中での傷病					
⑤-2 労災災害、通勤災害の認定を受けていますか。	1. はい 2. 請求中(労働基準監督署) 3. 未請求					
⑥ 傷病の原因は第三者の行為(交通事故や	1. はい					

### 2ページ目「傷病の原因」

仕事以外での傷病は「1」とご記入ください。

#### ポイント

傷病の原因が、工作中または通勤途中の場合は労働基準監督署にご相談ください。

記入例の  
ポイントを  
HPで解説中!



## 傷病手当金について

傷病手当金は次の①～④をすべて満たした時に、労務不能の日に対し、**最長で**通算1年6カ月間支給される給付金です。

- ① 業務中・通勤途中以外の病気やケガで療養中であること
- ② それまでに就いていた仕事に就くことができないこと(医師等の意見で判断)
- ③ 連続する3日間を含み4日以上仕事を休んでいること
- ④ 給与の支給がないまたは傷病手当金の額より少ないこと



「傷病手当金支給申請書」に事業主と療養担当者(医師など)の証明を受け、ご加入の協会けんぽ都道府県支部にご提出ください。

申請書は  
こちらから  
ダウンロード!



お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部 業務グループ

☎ 0857-25-0052

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

申請書の提出など  
お手続きはすべて郵送で!

協会けんぽ 鳥取 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

メールマガジン  
会員登録中!





## 第120回 職場における化学物質規制について

### ▼法令による管理から自律管理へ

今までは、重大な健康障害を発生させる物質は、法令をもとに規制されてきました。有害性・危険性が極めて高い物質は製造・使用がそもそも禁止されているものがあります(石綿等の8物質)。がん等の重い健康障害を発生させる可能性があるとして健康診断、作業環境測定、局所排気装置等が義務付けられているものも123物質あります。この123物質を含めた674物質は、安全データシート(SDS)により危険性・有害性情報が示され、リスクアセスメントの実施が課せられていました。

科学の進歩に伴い、次々と新たな化学物質が産業利用されるようになり、また規制を避けるために新たな物質へ転換するなどし、その後新たな物質による健康被害が確認されると、また規制物質が増えるというイタチごっこが続けられてきました。実際、健康影響を発生しうる化学物質は何万もあると言われており、近年の化学物質による労働災害(休業4日以上)の約8割は規制のある123物質以外によるものと言われています。この対策のため2021年に今後の化学物質管理のあり方に関する検討会の報告書が出され、それを受け、今後は法令準拠型から事業者による自律管理型に移ることになりました。

### ▼自律管理とは

自律管理とは、国が基本的枠組みと達成すべき指標を示し、具体的な管理手法は事業者が決めるというものです。そのためには化学物質の危険性・有害性がきちんと伝えられている必要があります。今後は国がGHS(化学物質の危険性・有害性を世界的に統一された基準に従って分類し、わかりやすく表示するもの)分類を行い、公表し、ラベルやSDSに用いられます。事業者には、対象となる化学物質のリスクアセスメントを行い、労働者が吸入する濃度を国が定める管理基準以下にし、保護具等の使用が課せられることとなります。これらの流れを受けて、労働安全衛生規則等が改正(2022年5月)され、2023年または2024年から化学物質管理体系の見直し(曝露濃度の低減、保護具の使用等)、実施体制の確立(化学物質管理者の選任、保護具着用管理責任者の選任、リスクアセスメント結果の記録作成・保存等)、情報伝達の強化(SDS通知方法の柔軟化、

SDSの通知内容の拡充等)などに関する様々な具体的な事項が実施されることとなります。

2023年からは特殊健診の実施頻度に関して各事業所の判断で緩和できるようにもなりました。作業環境管理(第1管理区分)や曝露防止対策が実施されている場合は、半年に1回の健康診断が年1回で良くなるが、第3管理区分への改善措置はより厳しくなります。2024年4月からは化学物質管理者への研修が始まっています。

### ▼リスクアセスメントの方法

労働安全衛生法では、化学物質などによる危険性・有害性を特定し、その特定された危険性・有害性に基づくリスクを見積もることに加え、リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置の内容を検討する一連の流れをリスクアセスメントとしています。リスクアセスメントの方法には様々なツールが提案されていて、厚生労働省が作成しているものもいくつもあります。化学物質の危険性のリスクを見積もる場合、爆発や引火が生じたときの被害の大きさとその発生確率からリスクを見積もる方法などがあります。化学物質の有害性を見積もる場合、作業場の気中濃度を測定し、リスクアセスメント対象物質の曝露限界値と比較する方法(実測法)によりリスクを見積もる方法などがあります。リスクアセスメント支援ツールを使うときは各ツールの特色や作業内容、事業場の状況などを考慮した上で、適切なツールを取り入れて、リスクの見積もりに役立てると良いです。ツールでリスクを見積もった後は見積もった結果に基づいてリスク低減措置の内容の検討をすることとなります。リスクアセスメント実施レポート(結果記入シート)も提供されており、実施したリスクアセスメントの結果とリスク低減対策等を記載できるようになっています。



鳥取大学医学部  
環境予防医学分野  
教授

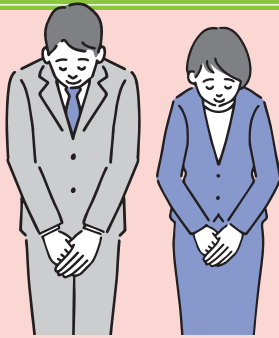
尾崎 米厚  
(おさき よねあつ)



# (一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133 ホームページ [鳥取県社会保険協会](#) [検索](#)

「社会保険とっとり」は、ホームページに過去1年分を掲載しております。



## 社会保険協会費納入のお願い

社会保険協会の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年度社会保険協会費の納入のご案内をお送りしておりますので、特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ATM等での  
振込みも  
お受けしています

ATMやインターネットバンキングなどを利用して当協会の口座に会費を振り込まれる際には、振込名義人の前に事業所整理記号(払込票に記載してあります)のご入力をお願いします。

	(事業所整理記号)	(振込名義)
振込名義人(例):	01イロハ	カ)ネンキンケンコウキョウカイ
当協会の口座名義:	ザイ)トットリケンシヤカイホケンキョウカイ	



## 脳ドック検診費用の助成のご案内

当協会では、会員事業所(協会費を納付されている事業所に限る。)の被保険者を対象に、脳ドック検診費用の一部を助成いたします。

なお、助成する人員に限りがありますので、**申込される場合は、医療機関等で脳ドック検診を受検された後に、必ず事前に当協会へご連絡をお願いいたします。**

### 助成対象者

当協会会員事業所の健康保険又は厚生年金保険の被保険者  
※ 健康保険が適用される診療・検査は、助成の対象外です。

### 助成対象受検期間

4月1日から翌年1月31日まで

### 申込書の受付締切日

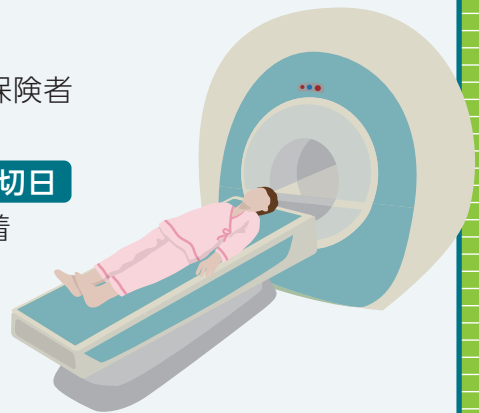
翌年2月末日必着

### 助成金額

受検者1名(1年度1回のみ)につき、**3,000円**を助成

### 助成対象人員

一年度100名(1事業所5名までとさせていただきます。)  
※ 対象人員(100名)に達しましたら、助成は締め切らせていただきます。



申込方法・注意事項等の詳細は、当協会のホームページをご覧ください。